

平成28年賃金構造基本統計調査 【全国結果】の概況

資料出所：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょを除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した78,095事業所を客体とした。

ただし、本概況については、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所の客体（65,881事業所）のうち、有効回答を得た事業所（49,783事業所）について集計した。

3 調査事項

事業所の属性、労働者の性、雇用形態、就業形態、学歴、年齢、勤続年数、労働者の種類、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、平成27年1年間の賞与、期末手当等特別給与額

4 調査の時期

平成28年6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については平成27年1年間）について、平成28年7月に調査を行った。

5 調査の方法

厚生労働省が都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員を通じて調査票を配布し、客体事業所が記入した調査票を回収する方法で調査を実施した。

6 調査系統

厚生労働省－都道府県労働局－労働基準監督署－統計調査員－報告者

主な用語の定義

「常用労働者」

次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。

- 1 期間を定めずに雇われている労働者
- 2 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- 3 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇われた労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、6月分の所定内給与額をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「1時間当たり賃金」

短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、本概況では、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

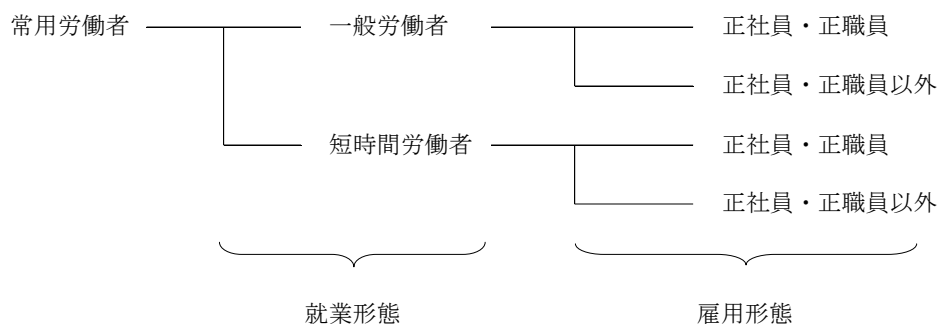
「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。



「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。

「労働者の種類」

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分している。

「生産労働者」とは、主として物の生産現場、建設作業現場等で作業に従事する者をいい、「管理・事務・技術労働者」とは、「生産労働者」以外の者をいう。

「役職」

常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者について、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

利用上の注意

- 1 賃金カーブとは、年齢（階級）とともに変化する賃金の状況をグラフで表したものをいう。
- 2 図の線上の●印は賃金のピークを示す。
- 3 統計表の年齢計には、統計表に掲載の年齢階級に限らず、全ての年齢の者を含む。
なお、平成20年から年齢階級を変更し、65～69歳の階級を集計している。
- 4 統計表に用いている符号等
「*」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合
「…」は、計数不明又は計数を表章することが不適当な場合
「—」は、該当する数値がない場合
- 5 「前年比0.0%」とは「対前年増減率0.0%」のことをいう。